

4熊情審第 010004-20 号  
令和 5 年 3 月 2 2 日

熊取町長 藤原 敏司 様

熊取町情報公開審査会  
会長 森口 佳樹

## 答申書

情報公開条例（平成 10 年条例第 28 号。以下「条例」という。）第 17 条の規定により、熊取町長（以下「実施機関」という。）から諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

### 第 1 審査会の結論

実施機関が令和 4 年 1 月 7 日付 3 熊保育第 2 3 4 7 号により行った全部公開決定処分（以下「本件処分」という。）に対する審査請求については、審査請求の利益がないことから、却下すべきである。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 公開請求

審査請求人は、条例第 5 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 1 2 月 2 8 日に、実施機関に対し、次の本件対象文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

・個人情報保護条例施行後、変更または修正した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という）のうち、変更前と変更後または修正後の内容が同じで、住民にわかりやすい登録簿とすることを目的に変更または修正した登録簿の起案文書。なお、XXXXXXXXXXが関わったものに限る。

なお、内容が同じとは「個人情報取扱事務登録の目的」、「個人情報の対象者の範囲」、「個人情報の記録項目」、「個人情報の収集方法」等の内容が同じであることを意味する。

#### 2 本件処分

実施機関は、本件公開請求に対し、条例第 11 条の規定により本件処分を行い、令和 4 年 1 月 7 日付 3 熊保育第 2 3 4 7 号で審査請求人に通知した。

#### 3 審査請求

審査請求人は、令和 4 年 1 月 2 1 日に本件処分を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約するとおおむね次のとおりである。

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す及び同条例に規定する公開請求に対する決定等を改めて行うとの裁決を求める。

#### 2 審査請求の理由

実施機関から情報公開された「個人情報取扱事務登録簿の修正について」の起案文書は、登録簿の変更前と変更後で情報公開請求に係る情報の内容が同じであるとは到底考えられない。よって、求めた情報の公開決定がなされていないと考え審査を求めるものである。

#### 3 実施機関の弁明に対する反論

- (1) 熊取町は、令和2年10月19日に当該登録簿を変更した事実について「変更」ではなく「修正」と主張している。
- (2) 変更前と変更後と比較すると分かるとおり、変更後には「目的」や「個人情報の対象者」をはじめ数多くの加筆がなされている。さらに、本人以外から個人情報を収集する根拠条例や個人情報保護条例第7条第4項に該当する個人情報（思想、信仰、信条等）の加筆もされている。これらの加筆を「修正」とする熊取町の見解は認められない。
- (3) 「修正」と「変更」には大きな違いがあり、「変更」は同条例第6条第2項の規定が適用されるが、町は「修正」であるため、同条例の適用は受けないと主張している。
- (4) 同条例には「修正」の文言はない。「修正」とは誤字脱字等の軽微な事柄について行われるものである。
- (5) 数多くの加筆がなされていることから、同項が規定する「変更」と考える。

### 第4 実施機関の主張

実施機関が、情報公開決定通知書、諮問書及び審査請求に対する理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 弁明の趣旨

本件処分は、妥当であるとの裁決を求める。

#### 2 審査請求に対する弁明

(1) 個人情報事務取扱登録簿（町立保育所民営化移管先事業者選定委員会事務）（以下「登録簿」という）のうち、平成30年4月1日登録の登録簿において、事務として登録簿の各項目の内容を包含していると捉え、包括的に網羅し登録していると考えている。

(2) 令和2年10月19日に変更の登録簿に関しては、同年10月16日の審査請求人との面談の中で、個人情報保護条例所管部局より住民にわかりやすい登録簿とすべく対応することを申し出し、同年10月19日付けで修正を行ったものである。

(3) 住民にわかりやすいものとするために、変更ではなく修正したものであり、審査請求人のいう、変更前と変更後の趣旨内容は同じであり変わりはない。

## 第5 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、条例第1条で定めるように、住民の知る権利の保障と公正で開かれた町政を推進するとともに、町の住民に対する説明責任を果たすことにより、住民と町との信頼関係を深め、もって地方自治の本旨に即した住民主体の町政を実現することを目的とする。

したがって、条例の解釈及び運用は、条例第3条で明記するように、情報の公開を請求する住民の権利を十分保障する見地から行われなければならない。

### 2 本件処分の妥当性について

本件公開請求について、全部公開決定されており、審査請求の利益がない。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 4 付言

審査請求人と実施機関の主張から、公開された文書は審査請求人が請求時に求められた文書ではないことが認められる。つまり、本件公開請求時の情報特定が、十分になされていないと判断する。

したがって、実施機関は、審査請求人が必要としている情報の特定を適切に行い、公開決定等を行うよう努めるべきである。

## 第6 答申に至る経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年1月28日 諮問書の受理
- ② 令和4年2月15日 理由説明書の写しを受理
- ③ 令和4年3月10日 審査請求人から意見書の受理
- ④ 令和4年3月30日 審議（審査請求人、実施機関の口頭意見陳述）
- ⑤ 令和4年6月10日 審議
- ⑥ 令和4年8月25日 審議
- ⑦ 令和5年3月22日 実施機関への答申

## 第7 審査会委員

実施機関の諮問を受けて審査を行った審査会委員は、以下のとおりである。

氏名	役職名	備考
森口 佳樹	大学教授	会長
西野 弘一	弁護士	副会長
清弘 正子	大学准教授	
栗飯原 和宣	人権協会会長	
橋本 匡弘	弁護士	